

当社「安全管理規定」に基づく公表事項（行政処分）

平成 29 年 10 月 6 日、当社の乗合バスが千葉市内において、横断中の自転車と接触し、被害者の方がお亡くなりになる、重大事故を惹起したことにより、平成 29 年 10 月 16 日に国土交通省による監査が行われました。

その結果、平成 30 年 4 月 10 日に下記の通り行政処分を受けました。

記

1、対象営業所 長沼営業所

2、処分内容 輸送施設の使用停止 10 日車

3. 指摘事項

運転者の過労防止に関する措置が不適切であったこと。

4.改善内容

- ・乗務員・運行管理者に対して、運転者の過労防止（改善基準の遵守）に関する措置について再周知を行い、過労防止を考慮した勤務ができるよう徹底致しました。
- ・監査において指摘を受けた、東京・千葉北線、東京・ユーカリが丘線について、平成 29 年 12 月 16 日に過労防止を考慮したダイヤの見直しを実施致しました。それ以外の長沼原線についても平成 30 年 3 月 31 日に過労防止を考慮したダイヤの見直しを実施しております。

以上